

広島市告示第582号

平成26年11月26日

広島市景観条例施行規則（平成26年広島市規則第73号）第2条第1項第1号及び第2号の市長が必要と認める図書は、次の表1の左欄に掲げる行為の区分に応じた所定の景観チェックリストとし、同条第2項の市長が必要と認める図書は、次の表2の左欄に掲げる行為に係る現況図及び所定の景観チェックリストとし、同条第3項の市長が定める図面の縮尺は、次の表1及び表2の左欄に掲げる行為の区分に応じて中欄に掲げる図面における右欄の縮尺とし、平成27年1月1日から施行する。

広島市長 松井一實

表1

Table with 3 columns: 行為, 図面, 縮尺. Rows include 景観法 (平成16年法律第110号) and 法第16条第1項第3号に掲げる開発行為.

表2

Table with 3 columns: 行為, 図面, 縮尺. Row includes 広島市景観条例 (平成26年広島市条例第45号) 第9条第1項の表の右欄に掲げる行為.

広島市告示第583号

平成26年11月26日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

広島市安佐南区大町東二丁目の394番の一部、395番の一部、396番1、396番2、397番4、397番5、398番2、667番1の一部、667番4、667番5の一部、668番2の一部、671番2の一部、671番8及び671番9の一部

2 開発面積

1,594.53㎡

3 許可を受けた者の住所及び氏名

福岡県筑紫野市光が丘二丁目8番地5

新谷 陽子

広島市安佐南区大町東三丁目6番22号

山田 成子

4 検査済証交付年月日

平成26年11月26日

広島市告示第584号

平成26年11月26日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条第1項の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、介護扶助のための介護を担当する機関として、次に掲げる介護機関を指定したので、生活保護法第55条の2第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

Table with 3 columns: 名称, 所在地, 指定年月日. Lists various care facilities like 広島市大洲地域包括支援センター, グループホーム丹那, etc.

広島市告示第585号

平成26年11月26日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定により、次に掲げる指定介護機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

廃止年月日	事業所の名称	所在地	事業者(法人)の名称
平成26年6月16日	広島市大洲地域包括支援センター	広島市南区南蟹屋一丁目10-12	社会福祉法人三篠会
平成26年9月30日	訪問看護ステーションさざんか	広島市西区草津東三丁目7-33-101	株式会社トマス
平成26年10月1日	訪問介護センターげんき	広島市安佐南区伴東一丁目34-8	サンステップ有 限会社
平成19年5月1日	I GLヘルパーステーションベルシャレー	広島市安佐南区上安六丁目31-1	社会福祉法人I GL学園福祉会

~~~~~  
**広島市告示第586号**

平成26年11月26日

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

| 施術者   | 施術所           |                                  | 業務の種類  | 指定年月日     |
|-------|---------------|----------------------------------|--------|-----------|
|       | 名称            | 所在地<br>(出張専門の場合は施術者の住所)          |        |           |
| 政本 恵也 | 安佐南鍼灸訪問マッサージ院 | 広島市安佐南区伴東一丁目14-6-1 エターナルナカタ203号室 | はり・きゅう | 平成26年7月1日 |

~~~~~  
広島市告示第587号

平成26年11月26日

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

施術者	施術所		業務の種類	指定年月日
	名称	所在地 (出張専門の場合は施術者の住所)		
千川 勝也	安佐南鍼灸訪問マッサージ院	広島市安佐南区伴東一丁目14-6-1 エターナルナカタ203号室	はり・きゅう	平成26年10月9日

広島市告示第588号

平成26年11月27日

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 コムズ安佐パーク
 - 所在地 広島市安佐北区安佐町大字飯室1592番地ほか
- 大規模小売店舗を設置する者
株式会社コムズ
代表取締役 宗兼 邦生
広島市安佐北区安佐町大字飯室1592番地
広島市農業協同組合
代表理事 山本 育夫
広島市安佐南区中筋三丁目26番16号
- 変更事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)別紙のとおり。
(変更後)別紙のとおり。
- 変更年月日
別紙のとおり。
- 届出年月日
平成26年11月12日
- 届出書の縦覧場所
 - 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
 - 広島市安佐北区可部四丁目13番13号
広島市安佐北区役所市民部政調整課
- 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
 - 縦覧期間
平成26年11月27日から平成27年3月27日まで。
ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び平成26年12月29日から平成27年1月3日までを除く。
 - 縦覧のできる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで
- 意見書の提出
大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。
- 意見書の提出期限及び提出先
 - 提出期限 平成27年3月27日
 - 提出先

〒730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
別紙 略

広島市告示第589号

平成26年11月27日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 フレスタ東山本店
- (2) 所在地 広島市安佐南区山本三丁目7番地8ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社フレスタ
代表取締役 宗兼 邦生
広島市西区横川町三丁目2番36号

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 別紙のとおり。
(変更後) 別紙のとおり。

4 変更年月日

別紙のとおり。

5 届出年月日

平成26年11月12日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市安佐南区古市一丁目33番14号
広島市安佐南区役所市民部政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

- (1) 縦覧期間
平成26年11月27日から平成27年3月27日まで。
ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成26年12月29日から平成27年1月3日までを除く。
- (2) 縦覧のできる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者とその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 平成27年3月27日

- (2) 提出先

〒730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

別紙 略

広島市告示第590号

平成26年11月27日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 フレスタ沼田店
- (2) 所在地 広島市安佐南区沼田町大字伴字中中原5762番1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

猿押 光則
広島市安佐南区沼田町大字伴5763番地

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

小売業者		住所	変更年月日・理由
氏名(名称)	代表者		
株式会社フレスタ	代表取締役 宗兼 邦生	広島市西区横川町三丁目2番36号	
岡野食品産業株式会社	代表取締役 岡野 吉純	兵庫県姫路市御国野町国分寺391番地	平成26年2月15日退店

(変更後)

小売業者		住所	変更年月日・理由
氏名(名称)	代表者		
株式会社フレスタ	代表取締役 宗兼 邦生	広島市西区横川町三丁目2番36号	

4 変更年月日

上記3のとおり。

5 届出年月日

平成26年11月12日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市安佐南区古市一丁目33番14号
広島市安佐南区役所市民部政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

平成26年11月27日から平成27年3月27日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成26年12月29日から平成27年1月3日までを除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 平成27年3月27日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第591号

平成26年11月27日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 フレスタ海老園店・ウォンツ海老園店

(2) 所在地 広島市佐伯区海老園三丁目1042番48ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

中国醸造株式会社

代表取締役 白井 浩一郎

広島県廿日市市桜尾一丁目12番1号

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者		住所	変更年月日・理由
氏名(名称)	代表者		
株式会社フレスタ	代表取締役 宗兼 邦生	広島市西区横川町三丁目2番36号	
株式会社ハーティウォンツ	代表取締役 福岡 慎二	広島市中区八丁堀11番8号	
株式会社リカーズ	代表取締役 宗兼 邦生	広島市安佐南区長束六丁目8番46号	

(変更後)

小売業者		住所	変更年月日・理由
氏名(名称)	代表者		
株式会社フレスタ	代表取締役 宗兼 邦生	広島市西区横川町三丁目2番36号	
株式会社ハーティウォンツ	代表取締役 福岡 慎二	広島市中区八丁堀11番8号	
株式会社リカーズ	代表取締役 上河内 正美	広島市安佐南区長束六丁目8番46号	平成26年4月18日 代表者変更

4 変更年月日

上記3のとおり。

5 届出年月日

平成26年11月12日

6 届出書の縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(2) 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号

広島市佐伯区役所市民部政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

平成26年11月27日から平成27年3月27日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成26年12月29日から平成27年1月3日までを除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 平成27年3月27日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第592号

平成26年11月27日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 フレスタ波出石店
- (2) 所在地 広島市佐伯区五日市中央七丁目2221ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社フレスタ
代表取締役 宗兼 邦夫
広島市西区横川町三丁目2番36号
- 3 変更事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

小売業者		住所	変更年月日・理由
氏名(名称)	代表者		
株式会社フレスタ	代表取締役 宗兼 邦夫	広島市西区横川町三丁目2番36号	

(変更後)

小売業者		住所	変更年月日・理由
氏名(名称)	代表者		
株式会社フレスタ	代表取締役 宗兼 邦夫	広島市西区横川町三丁目2番36号	
株式会社ハーティウオンツ	代表取締役 福岡 慎二	広島市中区八丁堀11番8号	平成26年10月16日新規入店

- 4 変更年月日
上記3のとおり。
- 5 届出年月日
平成26年11月12日
- 6 届出書の縦覧場所
 - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
 - (2) 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号
広島市佐伯区役所市民部政調整課
- 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
 - (1) 縦覧期間
平成26年11月27日から平成27年3月27日まで。
ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び平成26年12月29日から平成27年1月3日までを除く。
 - (2) 縦覧のできる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで
- 8 意見書の提出
大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。
- 9 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限 平成27年3月27日
 - (2) 提出先

〒730-8586
 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
 広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第593号

平成26年11月27日

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 フレスタ東原店
 - (2) 所在地 広島市安佐南区東原三丁目751番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者
河野 昭三
広島市安佐南区東原三丁目31番4号
- 3 変更事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

小売業者		住所	変更年月日・理由
氏名(名称)	代表者		
株式会社フレスタ	代表取締役 宗兼 邦夫	広島市西区横川町三丁目2番36号	
株式会社リカーズ	代表取締役 宗兼 邦夫	広島市安佐南区長束六丁目8番46号	

(変更後)

小売業者		住所	変更年月日・理由
氏名(名称)	代表者		
株式会社フレスタ	代表取締役 宗兼 邦夫	広島市西区横川町三丁目2番36号	
株式会社リカーズ	代表取締役 上河内 正美	広島市安佐南区長束六丁目8番46号	平成26年4月18日代表者変更

- 4 変更年月日
上記3のとおり。
- 5 届出年月日
平成26年11月12日
- 6 届出書の縦覧場所
 - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
 - (2) 広島市安佐南区古市一丁目33番14号
広島市安佐南区役所市民部政調整課
- 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
 - (1) 縦覧期間

平成26年11月27日から平成27年3月27日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成26年12月29日から平成27年1月3日までを除く。

(2) 縦覧のできる時間

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 平成27年3月27日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第594号

平成26年11月27日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 フレスタ可部店

(2) 所在地 広島市安佐北区亀山三丁目2233番ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社フレスタ

代表取締役 宗兼 邦生

広島市西区横川町三丁目2番36号

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者		住所	変更年月日・理由
氏名(名称)	代表者		
株式会社フレスタ	代表取締役 宗兼 邦生	広島市西区横川町三丁目2番36号	
株式会社リカーズ	代表取締役 宗兼 邦生	広島市安佐南区長束六丁目8番46号	

(変更後)

小売業者		住所	変更年月日・理由
氏名(名称)	代表者		

株式会社フレスタ	代表取締役 宗兼 邦生	広島市西区横川町三丁目2番36号	
株式会社リカーズ	代表取締役 上河内 正美	広島市安佐南区長束六丁目8番46号	平成26年4月18日 代表者変更

4 変更年月日

上記3のとおり。

5 届出年月日

平成26年11月12日

6 届出書の縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(2) 広島市安佐北区可部四丁目13番13号

広島市安佐北区役所市民部政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

平成26年11月27日から平成27年3月27日まで。

ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成26年12月29日から平成27年1月3日までを除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 平成27年3月27日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第595号

平成26年11月27日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項が準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 アーバス安古市

(2) 所在地 広島市安佐南区相田一丁目15番6ほか

2 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに

法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者	住所
株式会社NI PPO	代表取締役 水島 和紀	東京都中央区京橋一丁目1 9番11号

(変更後)

名称	代表者	住所
株式会社NI PPO	代表取締役 岩田 裕美	東京都中央区京橋一丁目1 9番11号

3 変更年月日

平成26年6月24日

4 届出年月日

平成26年11月12日

5 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市安佐南区古市一丁目33番14号
広島市安佐南区役所市民部区政調整課

6 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

平成26年11月27日から平成27年3月27日まで。
ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び平成26年12月29日から平成27年1月3日までを除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

7 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

8 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 平成27年3月27日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

~~~~~  
**広島市告示第596号**

平成26年11月28日

平成26年第5回広島市議会定例会を次のとおり招集します。

広島市長 松井 一 實

1 招集日 平成26年12月5日

2 招集場所 広島市役所

~~~~~  
広島市告示第598号

平成26年11月28日

広島市市営駐車場条例(昭和45年広島市条例第13号)第6条の規定に基づき、路上駐車場の休止を次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

1 休止する駐車場、区画数及び期間

駐車場名	区画数	休止する日時
広島市市営東観音町第二駐車場	8台	平成26年12月22日(月)、23日(火)、24日(水)、25日(木)、26日(金)及び27日(土)の午前8時から午後6時まで

2 休止する理由

駐車場前面道路の反対側の隣接地におけるマンション新築工事に伴い、駐車場前面道路を工事で使用し、駐車場としての利用ができなくなるため。

~~~~~  
**広島市告示第599号**

平成26年11月28日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

広島市安佐北区あさひが丘三丁目の990番11

2 開発面積

1,410.12㎡

3 許可を受けた者の住所及び氏名

広島市安佐南区川内一丁目7番27号

竹西 博美

4 検査済証交付年月日

平成26年11月28日

~~~~~  
広島市告示第600号

平成26年11月28日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

広島市佐伯区五日市四丁目の1310番3、1310番5及び1310番13

2 開発面積

1,142.33㎡

3 許可を受けた者の住所及び氏名

広島市中区大手町五丁目2番22号

株式会社共立ハウジング

代表取締役 八幡 欣也

4 検査済証交付年月日

平成26年11月28日

広島市告示(中区)第212号

平成26年11月5日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第213号

平成26年11月5日

東新天地自転車等駐車場、富士見町第二自転車等駐車場及び相生自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、10月30日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(中区)第214号

平成26年11月6日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第215号

平成26年11月6日

袋町自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、11月1日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(中区)第216号

平成26年11月6日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により

自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第217号

平成26年11月6日

江波広電車庫前駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、11月5日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(中区)第218号

平成26年11月6日

西新天地自転車等駐車場及び富士見町第二自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、11月5日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(中区)第219号

平成26年11月10日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第220号

平成26年11月10日

東新天地自転車等駐車場及び袋町小学校地下自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、11月7日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(中区)第221号

平成26年11月11日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第222号

平成26年11月12日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第223号

平成26年11月12日

東新天地自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、11月10日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(中区)第224号

平成26年11月17日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第225号

平成26年11月17日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第226号

平成26年11月17日

相生自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、11月14日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(中区)第227号

平成26年11月19日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第228号

平成26年11月19日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第229号

平成26年11月20日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第230号

平成26年11月20日

西新天地自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、11月18日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等について

は、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(西区)第231号

平成26年11月25日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条の5第2項の規定に基づき、下記の対象区域における一の敷地とみなすこと等の認定を取消しましたので、同条第4項に基づき告示します。

この関係図書は、中区役所建設部建築課において縦覧します。

広島市長 松井一實

- 1 対象区域の名称 広島刑務所職員宿舍
- 2 対象区域の位置 広島市中区吉島町13-2の一部
- 3 認定番号 第H26認定通知広島市建10004号
- 4 認定年月日 平成26年11月21日
- 5 対象区域及びその区域内の建築物等の概要 別紙による。

別紙 略

広島市告示(中区)第232号

平成26年11月25日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第233号

平成26年11月25日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第234号

平成26年11月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第235号

平成26年11月28日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(東区)第108号

平成26年11月4日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(東区)第109号

平成26年11月7日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(東区)第110号

平成26年11月11日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(東区)第111号

平成26年11月13日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(東区)第112号

平成26年11月17日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(東区)第113号

平成26年11月19日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(東区)第114号

平成26年11月21日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(東区)第115号

平成26年11月25日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

関係図書は、広島市東区役所建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第3号
- 2 指定年月日 平成26年11月25日
- 3 道路の位置 広島市東区牛田新町三丁目209番9の一部
- 4 幅員 4.20メートル
- 5 延長 26.63メートル

広島市告示(東区)第116号

平成26年11月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市

条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(南区)第162号

平成26年11月4日

広島駅南口第三駐輪場内Bに、長期間駐車されていた下記の自転車等については、10月31日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(南区)第163号

平成26年11月4日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第164号

平成26年11月4日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第165号

平成26年11月7日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条の2第1項の規定に基づき、一つの敷地とみなすこと等による下記の一団地を認定しました。

この関係図書は、広島市南区建設部建築課において、一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

記

- 1 申請者 国立大学法人広島大学 広島大学長 浅原 利正
- 2 一団地の名称 広島大学霞団地
- 3 一団地の区域

広島市南区霞一丁目2番1の一部

4 認定番号

第H26認定通知広島市建30002号

5 認定年月日

平成26年11月7日

広島市告示(南区)第166号

平成26年11月7日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第167号

平成26年11月11日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第168号

平成26年11月12日

下記のとおり、住居表示実施区域内における街区の区域の変更を行います。

広島市長 松井一實

記

1 変更を行う区域

南区松原町の街区の一部

2 変更の内容

別図のとおり。

3 変更年月日

平成26年11月20日

別図 略

広島市告示(南区)第169号

平成26年11月13日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第170号

平成26年11月17日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、

保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第171号

平成26年11月19日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第172号

平成26年11月21日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第173号

平成26年11月21日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第174号

平成26年11月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第175号

平成26年11月27日

広島駅南口第一駐輪場及び広島駅南口第二駐輪場内に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、11月26日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(西区)第143号

平成26年11月4日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（西区）第144号

平成26年11月5日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（西区）第145号

平成26年11月5日

別紙駐輪場内に、長期間駐車されていた別紙の自転車については、10月29日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示（西区）第146号

平成26年11月7日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり変更しました。

この関係図書は、広島市西区役所建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 変更番号 第8号
- 2 変更年月日 平成26年11月7日
- 3 道路の位置 広島市西区井口三丁目247番5の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 4.00メートル
延長 238.12メートル

広島市告示（西区）第147号

平成26年11月11日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（西区）第148号

平成26年11月11日

別紙駐輪場内に、長期間駐車されていた別紙の自転車については、11月5日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示（西区）第149号

平成26年11月18日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（西区）第150号

平成26年11月18日

別紙駐輪場内に、長期間駐車されていた別紙の自転車については、11月12日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示（西区）第151号

平成26年11月20日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（西区）第152号

平成26年11月20日

別紙駐輪場内に、長期間駐車されていた別紙の自転車については、11月17日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(西区)第153号

平成26年11月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第154号

平成26年11月27日

別紙駐輪場内に、長期間駐車されていた別紙の自転車については、11月24日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(安佐南区)第111号

平成26年11月5日

次のとおり市街化区域内の水路を廃止します。

その関係図面は、平成26年11月5日から平成26年11月19日まで、広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

区分	路線名等	所在(起点及び終点)
水路	K3-E2-ひ-2-6-14号水路	広島市安佐南区東野二丁目749番56地先から749番19地先まで

広島市告示(安佐南区)第112号

平成26年11月5日

長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成26年10月30日及び同年同月31日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(安佐南区)第113号

平成26年11月7日

次のとおり市街化区域内の水路を廃止します。

その関係図面は、平成26年11月7日から平成26年11月21日まで、広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

区分	路線名等	所在(起点及び終点)
水路	K3-E2-あ-2-3-20号水路	広島市安佐南区相田二丁目329番から329番地先

広島市告示(安佐南区)第114号

平成26年11月17日

豪雨による災害により被災された別紙自動車等を災害対策基本法第64条第2項に基づき移動し別図一時保管所に保管しているため、災害対策基本法第64条第3項に基づき告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自動車等については処分します。

広島市長 松井一實

別紙及び別図 略

広島市告示(安佐南区)第115号

平成26年11月25日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第19号
- 2 指定年月日 平成26年11月25日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区西原九丁目176番1
- 4 幅員及び延長 幅員 4.0m
延長 7.78m

広島市告示(安佐南区)第116号

平成26年11月27日

長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成26年11月13日及び同年同月21日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(安佐南区)第117号

平成26年11月27日
建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第20号
- 2 指定年月日 平成26年11月27日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区緑井四丁目3460番1の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 4.50m
延長 34.95m

広島市告示（安佐北区）第129号

平成26年11月10日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市安佐北区役所農林建設部建築課において一般縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第8号
- 2 指定年月日 平成26年11月10日
- 3 道路の位置 広島市安佐北区口田南三丁目の2091番1の一部、2092番の一部、2096番1の一部、2096番2の一部及び2097番1の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 4.2メートル
延長 37.65メートル

広島市告示（安佐北区）第130号

平成26年11月19日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成26年11月19日から12月3日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員(m)	敷地の延長(m)
市道	安佐北3区544号線	安佐北区亀山六丁目413番5地先から安佐北区亀山六丁目413番5地先まで	旧	4.00～5.10	23.00
			新	5.20～5.90	

広島市告示（安佐北区）第131号

平成26年11月19日
道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成26年11月19日から12月3日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	安佐北3区544号線	安佐北区亀山六丁目413番5地先から安佐北区亀山六丁目413番5地先まで	平成26年11月19日

広島市告示（安佐北区）第132号

平成26年11月19日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成26年11月19日から同年12月3日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員(m)	敷地の延長(m)
市道	安佐北3区273号線	安佐北区三入四丁目70番1地先から安佐北区三入四丁目149番3地先まで	旧	4.30～6.70	76.80
			新	8.20～14.00	

広島市告示（安佐北区）第133号

平成26年11月19日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成26年11月19日から同年12月3日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	安佐北3区273号線	安佐北区三入四丁目70番1地先から安佐北区三入四丁目149番3地先まで	平成26年11月19日

広島市告示（安佐北区）第134号

平成26年11月27日

可部駅東口駐輪場、上深川駅駐輪場、下深川駅北口駐輪場、玖

村駅駐輪場、安芸矢口駅前駐輪場及び中深川駅駐輪場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成26年11月26日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(安佐北区)第135号

平成26年11月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(安芸区)第108号

平成26年11月7日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成26年11月7日から同月21日まで広島市安芸区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
市道	安芸4区269号線	安芸区矢野南一丁目18番1地先から 安芸区矢野南一丁目18番43地先まで	旧	メートル 3.30 ～ 6.20	メートル 10.80
			新	メートル 3.10 ～ 5.00	メートル 10.80

広島市告示(安芸区)第109号

平成26年11月11日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

関係図書は、広島市安芸区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第5号
- 2 指定年月日 平成26年11月11日
- 3 道路の位置 広島市安芸区畑賀三丁目931番1の一部
- 4 幅員 5.00メートル
- 5 延長 22.7メートル

広島市告示(安芸区)第110号

平成26年11月17日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(安芸区)第111号

平成26年11月17日

安芸区駐輪場内に、長期間駐車されていた下記の車両については、11月7日に広島市西部自転車等保管所へ移動しましたので、告示します。

なお、1か月間保管した後、申出のない車両については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(安芸区)第112号

平成26年11月19日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成26年11月19日から12月3日まで広島市安芸区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
市道	安芸4区166号線	安芸区矢野東七丁目893番2地先から 安芸区矢野東七丁目乙893番地先まで	旧	メートル 4.70 ～ 5.50	メートル 11.40
			新	メートル 5.30 ～ 9.50	メートル 11.40

広島市告示(安芸区)第113号

平成26年11月19日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成26年11月19日から12月3日まで広島市安芸区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	安芸4区166号線	安芸区矢野東七丁目893番2地先から安芸区矢野東七丁目乙893番地先まで	平成26年11月19日

広島市告示(安芸区)第114号

平成26年11月25日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成26年11月25日から12月9日まで広島市安芸区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
市道	安芸1区4号線	安芸区畑賀一丁目71番5地先から安芸区畑賀一丁目71番9地先まで	旧	メートル 1.80 ～ 3.30	メートル 33.50
			新	メートル 4.40 ～ 5.80	メートル 33.50

広島市告示(安芸区)第115号

平成26年11月25日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成26年11月25日から12月9日まで広島市安芸区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	安芸1区4号線	安芸区畑賀一丁目71番5地先から安芸区畑賀一丁目71番9地先まで	平成26年11月25日

広島市告示(安芸区)第116号

平成26年11月25日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(安芸区)第117号

平成26年11月25日

安芸区駐輪場内に、長期間駐車されていた下記の車両については、11月21日に広島市西部自転車等保管所へ移動しましたので、告示します。

なお、1か月間保管した後、申出のない車両については、処分します。

広島市長 松井一實

下記略

広島市告示(佐伯区)第180号

平成26年11月6日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり略

広島市告示(佐伯区)第181号

平成26年11月11日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成26年11月11日から平成26年11月25日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
市道	佐伯4区372号線	佐伯区皆賀一丁目3番地229地先から佐伯区皆賀一丁目3番236地先まで	旧	メートル 4.30 ～ 6.90	メートル 68.00
			新	メートル 5.50 ～ 13.90	メートル 68.00

広島市告示(佐伯区)第182号

平成26年11月11日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成26年11月11日から平成26年11月25日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	供用開始	供用開始の期日
市道	佐伯4区372号線	佐伯区皆賀一丁目3番地229地先から佐伯区皆賀一丁目3番236地先まで	平成26年11月11日

広島市告示(佐伯区)第183号

平成26年11月13日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成26年11月12日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(佐伯区)第184号

平成26年11月18日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(佐伯区)第185号

平成26年11月18日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成26年11月17日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(佐伯区)第186号

平成26年11月21日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(佐伯区)第187号

平成26年11月21日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成26年11月20日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(佐伯区)第188号

平成26年11月21日

広電佐伯区役所前駐輪場及び広電楽々園駐輪場内に長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成26年11月20日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(佐伯区)第189号

平成26年11月25日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(佐伯区)第190号

平成26年11月28日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第191号

平成26年11月28日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成26年11月27日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

別紙 略

区告示

広島市南区告示第4号

平成26年11月21日

下記の者について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により職権で処理をしたので、同条第4項の規定により公示する。

広島市南区長 田原 範 朗

記

Table with 3 columns: 氏名, 住民票の住所, 職権処理の内容. Rows include 山下 芳博, 内田 俊夫, 小池 裕実, 葛原 幸夫, 鹿渡 雄秀, 木口 睦悟.

広島市安佐南区告示第6号

平成26年11月11日

下記の者について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により職権で処理をしたので、同条第4項の規定により公示する。

広島市安佐南区長 吉原 武

Table with 3 columns: 氏名, 住民票の住所, 職権処理の内容. Rows include 中村 敏實, 田川 一, 内海 真吾.

区選管告示

広島市中区選挙管理委員会告示第17号

平成26年11月19日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定により、平成26年12月2日において、選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市中区選挙管理委員会 委員長 安村 和 幸

- 1 場所 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号 広島市中区役所内 広島市中区選挙管理委員会事務局 (ただし、縦覧期間のうち12月6日(土)及び同月7日(日)については、中区市民部市民課休日受付窓口)
2 期間等 平成26年12月3日から同月7日までの5日間、毎日、午前8時30分から午後5時まで

広島市中区選挙管理委員会告示第18号

平成26年11月19日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7第1項の規定により、平成26年12月2日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日（当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されることがない者である場合には、その者の氏名、經由領事官の名称及び生年月日）を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市中区選挙管理委員会 委員長 安村 和 幸

- 1 場所 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号 広島市中区役所内 広島市中区選挙管理委員会事務局 (ただし、縦覧期間のうち12月6日(土)及び同月7日(日)については、中区市民部市民課休日受付窓口)
2 期間等 平成26年12月3日から同月7日までの5日間、毎日、午前8時30分から午後5時まで

広島市中区選挙管理委員会告示第19号

平成26年11月23日

衆議院が平成26年11月21日に解散されたことに伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書きの規定による選挙人名簿の登録の移替をしない期間を、次のとおり定めます。

広島市中区選挙管理委員会

委員長 安村和幸

- 1 登録の移替えをしない期間
平成26年11月23日から平成26年12月14日まで
- 2 上記の期間に係る者の選挙人名簿の登録の移替えは、平成26年12月15日から行う。

広島市中区選挙管理委員会告示第20号

平成26年11月25日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定により、平成26年12月1日において、選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を次のとおり縦覧に供します。

広島市中区選挙管理委員会
委員長 安村和幸

- 1 場所 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
広島市中区役所内 広島市中区選挙管理委員会事務局
- 2 期間 平成26年12月2日 午前8時30分から午後5時まで

広島市中区選挙管理委員会告示第21号

平成26年11月25日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7第1項の規定により、平成26年12月1日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、その者の氏名、經由領事官の名称及び生年月日）を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市中区選挙管理委員会
委員長 安村和幸

- 1 場所 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
広島市中区役所内 広島市中区選挙管理委員会事務局
- 2 期間 平成26年12月2日 午前8時30分から午後5時まで

広島市東区選挙管理委員会告示第8号

平成26年11月21日

選挙人名簿登録者一覧表の縦覧場所を定めることについて
公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定により、平成26年12月2日において、選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市東区選挙管理委員会
委員長 前川秀雅

- 1 場所 広島市東区東蟹屋町9番38号
広島市東区役所内 広島市東区選挙管理委員会事務局

（縦覧期間のうち平成26年12月6日（土）及び同月7日（日）については、東区役所市民部市民課休日受付窓口）

- 2 期間等 平成26年12月3日から同月7日までの5日間、毎日、午前8時30分から午後5時まで

広島市東区選挙管理委員会告示第9号

平成26年11月21日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7第1項の規定により、平成26年12月2日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日（当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、その者の氏名、經由領事官の名称及び生年月日）を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市東区選挙管理委員会
委員長 前川秀雅

- 1 場所 広島市東区東蟹屋町9番38号
広島市東区役所内 広島市東区選挙管理委員会事務局

（縦覧期間のうち平成26年12月6日（土）及び同月7日（日）については、東区役所市民部市民課休日受付窓口）

- 2 期間等 平成26年12月3日から同月7日までの5日間、毎日、午前8時30分から午後5時まで

広島市東区選挙管理委員会告示第10号

平成26年11月21日

衆議院が平成26年11月21日に解散され、同年12月14日に衆議院議員総選挙が執行されることに伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書きの規定による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間を、次のとおり定めます。

広島市東区選挙管理委員会
委員長 前川秀雅

- 1 登録の移替えをしない期間
平成26年11月23日から平成26年12月14日まで
- 2 上記の期間に係る者の選挙人名簿の登録の移替えは、平成26年12月15日から行う。

広島市東区選挙管理委員会告示第11号

平成26年11月27日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定により、平成26年12月1日に選挙人名簿に登録した者の氏

名、住所及び生年月日を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市東区選挙管理委員会
委員長 前川 秀雅

- 1 場所 広島市東区東蟹屋町9番38号
広島市東区役所内 広島市東区選挙管理委員会事務局
- 2 期間等 平成26年12月2日 午前8時30分から午後5時まで

~~~~~  
**広島市東区選挙管理委員会告示第12号**

平成26年11月27日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7第1項の規定により、平成26年12月1日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所地及び生年月日（当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されることがない者である場合には、その者の氏名、經由領事館の名称及び生年月日）を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市東区選挙管理委員会  
委員長 前川 秀雅

- 1 場所 広島市東区東蟹屋町9番38号  
広島市東区役所内 広島市東区選挙管理委員会事務局
- 2 期間等 平成26年12月2日 午前8時30分から午後5時まで

~~~~~  
広島市南区選挙管理委員会告示第17号

平成26年11月21日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定により、平成26年12月2日において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市南区選挙管理委員会
委員長 大原 貞夫

- 1 場所 広島市南区皆実町一丁目5番44号
広島市南区役所内 広島市南区選挙管理委員会事務局
- 2 期間等 平成26年12月3日から同月7日までの5日間、
毎日午前8時30分から午後5時まで

~~~~~  
**広島市南区選挙管理委員会告示第18号**

平成26年11月21日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7第1項の規定により、平成26年12月2日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日（当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されることがない者である場合には、その者の氏名、經由領事官の名称及び生年月日）を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

日（当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されることがない者である場合には、その者の氏名、經由領事官の名称及び生年月日）を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市南区選挙管理委員会  
委員長 大原 貞夫

- 1 場所 広島市南区皆実町一丁目5番44号  
広島市南区役所内 広島市南区選挙管理委員会事務局
- 2 期間等 平成26年12月3日から同月7日までの5日間、  
毎日午前8時30分から午後5時まで

~~~~~  
広島市南区選挙管理委員会告示第19号

平成26年11月21日

衆議院が平成26年11月21日に解散されたことに伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書きの規定による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間を、次のとおり定めます。

広島市南区選挙管理委員会
委員長 大原 貞夫

- 1 登録の移替えをしない期間
平成26年11月23日から同年12月14日まで
- 2 上記の期間にかかる者の選挙人名簿の登録の移替えは、平成26年12月15日から行う。

~~~~~  
**広島市南区選挙管理委員会告示第20号**

平成26年11月21日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定により、平成26年12月1日において、選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を次のとおり縦覧に供します。

広島市南区選挙管理委員会  
委員長 大原 貞夫

- 1 場所 広島市南区皆実町一丁目5番44号  
広島市南区役所内 広島市南区選挙管理委員会事務局
- 2 期間等 平成26年12月2日 午前8時30分から午後5時まで

~~~~~  
広島市南区選挙管理委員会告示第21号

平成26年11月21日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7第1項の規定により、平成26年12月1日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日（当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されることがない者である場合には、その者の氏名、經由領事官の名称及び生年月日）を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

名、經由領事官の名称及び生年月日)を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市南区選挙管理委員会
委員長 大原 貞夫

- 1 場所 広島市南区皆実町一丁目5番44号
広島市南区役所内 広島市南区選挙管理委員会事務局
- 2 期間等 平成26年12月2日 午前8時30分から午後5時まで

広島市西区選挙管理委員会告示第17号

平成26年11月19日

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第23条第1項の規定により、平成26年12月2日において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市西区選挙管理委員会
委員長 爲末和政

- 1 場所 広島市西区福島町二丁目2番1号
広島市西区役所内
広島市西区選挙管理委員会事務局
- 2 期間等 平成26年12月3日から同月7日までの5日間、毎日、午前8時30分から午後5時まで

広島市西区選挙管理委員会告示第18号

平成26年11月19日

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第30条の7第1項の規定により、平成26年12月2日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日(当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されることがない者である場合には、その者の氏名、經由領事官の名称及び生年月日)を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市西区選挙管理委員会
委員長 爲末和政

- 1 場所 広島市西区福島町二丁目2番1号
広島市西区役所内
広島市西区選挙管理委員会事務局
- 2 期間等 平成26年12月3日から同月7日までの5日間、毎日、午前8時30分から午後5時まで

広島市西区選挙管理委員会告示第19号

平成26年11月21日

衆議院が平成26年11月21日に解散されたことに伴い、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第17条ただし書きの規定による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間を、次のと

おり定めます。

広島市西区選挙管理委員会
委員長 爲末和政

- 1 登録の移替えをしない期間
平成26年11月23日から平成26年12月14日まで
- 2 上記の期間に係る者の選挙人名簿の登録の移替えは、平成26年12月15日から行う。

広島市西区選挙管理委員会告示第20号

平成26年11月28日

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第23条第1項の規定により、平成26年12月1日において、選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市西区選挙管理委員会
委員長 爲末和政

- 1 場所 広島市西区福島町二丁目2番1号
広島市西区役所内 広島市西区選挙管理委員会事務局
- 2 期間等 平成26年12月2日 午前8時30分から午後5時まで

広島市西区選挙管理委員会告示第21号

平成26年11月28日

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第30条の7第1項の規定により、平成26年12月1日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日(当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されることがない者である場合には、その者の氏名、經由領事官の名称及び生年月日)を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市西区選挙管理委員会
委員長 爲末和政

- 1 場所 広島市西区福島町二丁目2番1号
広島市西区役所内 広島市西区選挙管理委員会事務局
- 2 期間等 平成26年12月2日 午前8時30分から午後5時まで

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第8号

平成26年11月12日

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第23条第1項の規定により、平成26年12月2日において、選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市安佐南区選挙管理委員会
委員長 渡部 邦昭

- 1 場所 広島市安佐南区古市一丁目33番14号
広島市安佐南区役所内 広島市安佐南区選挙管理委員会事務局
- 2 期間等 平成26年12月3日から同月7日までの5日間
、毎日、午前8時30分から午後5時まで

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第9号
平成26年11月12日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7第1項の規定により、平成26年12月2日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日（当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、その者の氏名、經由領事官の名称及び生年月日）を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市安佐南区選挙管理委員会
委員長 渡部 邦昭

- 1 場所 広島市安佐南区古市一丁目33番14号
広島市安佐南区役所内 広島市安佐南区選挙管理委員会事務局
- 2 期間等 平成26年12月3日から同月7日までの5日間、
毎日、午前8時30分から午後5時まで

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第10号
平成26年11月21日

衆議院が平成26年11月21日に解散されたことに伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書きの規定による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間を、次のとおり定めます。

広島市安佐南区選挙管理委員会
委員長 渡部 邦昭

- 1 登録の移替えをしない期間
平成26年11月23日から平成26年12月14日まで
- 2 上記の期間に係る者の選挙人名簿の登録の移替えは、平成26年12月15日から行う。

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第11号
平成26年11月21日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定により、平成26年12月1日において、選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市安佐南区選挙管理委員会
委員長 渡部 邦昭

- 1 場所 広島市安佐南区古市一丁目33番14号
広島市安佐南区役所内 広島市安佐南区選挙管理委員会事務局
- 2 期間等 平成26年12月2日
午前8時30分から午後5時まで

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第12号
平成26年11月21日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7第1項の規定により、平成26年12月1日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日（当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、その者の氏名、經由領事官の名称及び生年月日）を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市安佐南区選挙管理委員会
委員長 渡部 邦昭

- 1 場所 広島市安佐南区古市一丁目33番14号
広島市安佐南区役所内 広島市安佐南区選挙管理委員会事務局
- 2 期間等 平成26年12月2日
午前8時30分から午後5時まで

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第20号
平成26年11月20日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定により、平成26年12月2日において、選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市安佐北区選挙管理委員会
委員長 秦 清

- 1 場所 広島市安佐北区可部四丁目13番13号
広島市安佐北区役所内
広島市安佐北区選挙管理委員会事務局
- 2 期間等 平成26年12月3日から同月7日までの5日間
午前8時30分から午後5時まで

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第21号
平成26年11月20日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7第1項の規定により、平成26年12月2日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日（当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、その者の氏名、經由領事官の名称及び生年月日）を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市安佐北区選挙管理委員会
委員長 秦 清

- 1 場所 広島市安佐北区可部四丁目13番13号
広島市安佐北区役所内
広島市安佐北区選挙管理委員会事務局
- 2 期間等 平成26年12月3日から同月7日までの5日間
午前8時30分から午後5時まで

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第22号

平成26年11月21日

衆議院が平成26年11月21日に解散されたことに伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書きの規定による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間を、次のとおり定めます。

広島市安佐北区選挙管理委員会
委員長 秦 清

- 1 登録の移替えをしない期間
平成26年11月23日から平成26年12月14日まで
- 2 上記の期間に係る者の選挙人名簿の登録の移替えは、平成26年12月15日から行う。

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第23号

平成26年11月21日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定により、平成26年12月1日において、選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市安佐北区選挙管理委員会
委員長 秦 清

- 1 場所 広島市安佐北区可部四丁目13番13号
広島市安佐北区役所内
広島市安佐北区選挙管理委員会事務局
- 2 期間等 平成26年12月2日 午前8時30分から午後5時まで

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第24号

平成26年11月21日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7第1項の規定により、平成26年12月1日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日（当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、その者の氏名、經由領事官の名称及び生年月日）を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市安佐北区選挙管理委員会
委員長 秦 清

- 1 場所 広島市安佐北区可部四丁目13番13号
広島市安佐北区役所内
広島市安佐北区選挙管理委員会事務局
- 2 期間等 平成26年12月2日 午前8時30分から午後5時まで

広島市安芸区選挙管理委員会告示第18号

平成26年11月19日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定により、平成26年12月2日において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市安芸区選挙管理委員会
委員長 荒井秀則

- 1 場所 広島市安芸区船越南三丁目4番36号
広島市安芸区役所内
広島市安芸区選挙管理委員会事務局
（縦覧期間のうち平成26年12月6日（土）及び同月7日については、安芸区役所市民部市民課休日受付窓口）
- 2 期間等 平成26年12月3日から同月7日までの5日間、毎日、午前8時30分から午後5時まで

広島市安芸区選挙管理委員会告示第19号

平成26年11月19日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7第1項の規定により、平成26年12月2日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日（当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、その者の氏名、經由領事官の名称及び生年月日）を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市安芸区選挙管理委員会
委員長 荒井秀則

- 1 場所 広島市安芸区船越南三丁目4番36号
広島市安芸区役所内
広島市安芸区選挙管理委員会事務局
（縦覧期間のうち平成26年12月6日（土）及び同月7日（日）については、安芸区役所市民部市民課休日受付窓口）
- 2 期間等 平成26年12月3日から同月7日までの5日間、毎日、午前8時30分から午後5時まで

広島市安芸区選挙管理委員会告示第20号

平成26年11月21日

選挙人名簿登録者一覧表の縦覧場所を定めることについて公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規

定により、平成26年12月1日において選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市安芸区選挙管理委員会
委員長 荒井秀則

- 1 場所 広島市安芸区船越南三丁目4番36号
広島市安芸区役所内
広島市安芸区選挙管理委員会事務局
- 2 期間等 平成26年12月2日午前8時30分から午後5時まで

~~~~~

**広島市安芸区選挙管理委員会告示第21号**  
平成26年11月21日  
**在外選挙人名簿登録者一覧表の縦覧場所を定めること**  
について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7第1項の規定により、平成26年12月1日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日（当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、その者の氏名、經由領事官の名称及び生年月日）を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 荒井秀則

- 1 場所 広島市安芸区船越南三丁目4番36号  
広島市安芸区役所内  
広島市安芸区選挙管理委員会事務局
- 2 期間等 平成26年12月2日午前8時30分から午後5時まで

~~~~~

広島市安芸区選挙管理委員会告示第22号
平成26年11月21日

衆議院が平成26年11月21日に解散されたことに伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書きの規定による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間を、次のとおり定めます。

広島市安芸区選挙管理委員会
委員長 荒井秀則

- 1 登録の移替えをしない期間
平成26年11月23日から平成26年12月14日まで
- 2 上記の期間に係る者の選挙人名簿の登録の移替えは、平成26年12月15日から行う。

~~~~~

**広島市佐伯区選挙管理委員会告示第17号**  
平成26年11月22日

衆議院が平成26年11月21日に解散されたことに伴い、公

職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書きの規定による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間を、次のとおり定めます。

広島市佐伯区選挙管理委員会  
委員長 久笠信雄

- 1 登録の移替えをしない期間  
平成26年11月23日から平成26年12月14日まで
- 2 上記の期間に係る者の選挙人名簿の登録の移替えは、平成26年12月15日から行う。

~~~~~

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第18号
平成26年11月25日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定により、平成26年12月2日において、選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市佐伯区選挙管理委員会
委員長 久笠信雄

- 1 場所 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号
広島市佐伯区役所内 広島市佐伯区選挙管理委員会事務局
(縦覧期間のうち平成26年12月6日(土)、同月7日(日)については、佐伯区役所市民部市民課休日受付窓口)
- 2 期間等 平成26年12月3日から平成26年12月7日までの5日間、毎日、午前8時30分から午後5時まで

~~~~~

**広島市佐伯区選挙管理委員会告示第19号**  
平成26年11月25日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7第1項の規定により、平成26年12月2日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日（当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、その者の氏名、經由領事官の名称及び生年月日）を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市佐伯区選挙管理委員会  
委員長 久笠信雄

- 1 場所 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号  
広島市佐伯区役所内 広島市佐伯区選挙管理委員会事務局  
(縦覧期間のうち平成26年12月6日(土)、同月7日(日)については、佐伯区役所市民部市民課休日受付窓口)
- 2 期間等 平成26年12月3日から平成26年12月7日まで

での5日間、毎日、午前8時30分から午後5時まで

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第20号

平成26年11月29日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定により、平成26年12月1日において、選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を次のとおり縦覧に供します。

広島市佐伯区選挙管理委員会 委員長 久笠信雄

- 1 期間等 平成26年12月2日 午前8時30分から午後5時まで
2 場所 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号
広島市佐伯区役所内 広島市佐伯区選挙管理委員会事務局

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第21号

平成26年11月29日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7第1項の規定により、平成26年12月1日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日（当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されることがない者である場合には、その者の氏名、經由領事官の名称及び生年月日）を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市佐伯区選挙管理委員会 委員長 久笠信雄

- 1 期間等 平成26年12月2日 午前8時30分から午後5時まで
2 場所 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号
広島市佐伯区役所内 広島市佐伯区選挙管理委員会事務局

教委告示

広島市教育委員会告示第14号

平成26年11月20日

広島市教育委員会議（定例会）を次のとおり開催する。

広島市教育委員会 委員長 井内康輝

- 1 日時 平成26年11月26日（水） 午前9時30分から
2 場所 中区役所6階教育委員室
3 議題

【公開議題】

- (1) 広島市立学校通学区審議会の答申について（報告）
(2) 平成26年11月の「子ども安全の日」について（報告）
(3) 広島市指定重要文化財の指定について（議案）

【非公開予定議題】

- (1) 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について（代決報告）

広島市教育委員会告示第15号

平成26年11月26日

広島市文化財保護条例（昭和43年広島市条例第20条）第3条第1項の規定により、平成26年11月26日付けで別記の物件について、広島市指定重要文化財に指定したので、同条例第3条第3項の規定により告示します。

広島市教育委員会委員長 井内康輝

広島市指定重要文化財

Table with 2 columns: 指定区分, 広島市指定重要無形文化財. Row 1: 名称 邇保姫神社の獅子舞 (附) 木造獅子頭 (延享四年在銘) 一面. Row 2: 保持者 邇保姫神社獅子舞保存会. Row 3: 代表者 会長 渡部公磨. Row 4: 所在地 南区西本浦町12番13号

Table with 2 columns: 指定区分, 広島市指定重要無形文化財. Row 1: 名称 亀山八幡の祭りはやし行事. Row 2: 保持者 亀山八幡の祭りはやし行事保存会. Row 3: 代表者 会長 土肥昭一. Row 4: 所在地 安芸区阿戸町宮之郷2910

監査公表

広島市監査公表第40号

平成26年11月17日

広島市監査委員 佐伯克彦
同 井上周子
同 沖宗正明
同 渡辺好造

包括外部監査の意見に対する対応結果の公表

▽広島市水道事業管理者から監査の意見に対する対応結果について通知があったので、当該通知に係る事項を別紙のとおり公表する。

(別紙)

平成25年度包括外部監査の意見に対する対応結果の公表

(水道局)

- 1 監査意見公表年月日  
平成26年2月3日 (広島市監査公表第2号)
- 2 包括外部監査人  
世良 敏昭
- 3 監査意見に対する対応結果通知年月日  
平成26年11月12日 (広水財第88号)
- 4 監査のテーマ  
財政援助団体等に対する負担金、補助及び交付金、委託料の支出等に関する財務事務の執行について
- 5 監査の意見及び対応の内容

広島市水道局職員互助会

(1) 本団体に対する助成金に係る繰越額の返還及び貸付金の返還について (所管課：水道局人事課)

| 監査の意見の要旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 対応の内容                                                                                                                                                                                                                                        |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>市は、本団体に対して、会員の給料の総額に1,000分の2.5を乗じて得た金額を助成している。給付会計への助成金に関しては、広島市水道局職員互助会給付規定において、一般給付の給付総額の5割の範囲内に充当できると規定されているが、事業会計への助成金に関しては、充当可能な経費等に関する規定等は特にない。</p> <p>また、剰余金が生じても次年度繰越金とされ、平成24年度末現在の残高は年間の支出規模を超えている。市は、福利厚生事業に係る資金を貸し付けているが、平成24年度末の繰越資金は1,800万円余りとなっている。</p> <p>市は、過去における本団体に対する助成金に係る繰越額を計算し、その額を返還するよう指示することが望まれる。また、今後、不要な繰越を行わないよう、この助成金に関する要綱を制定し、対象経費、負担率及び精算手続等を定めることが望ましい。</p> <p>さらに、会員に対する貸付制度は、平成25年9月末をもって廃止し、10月以降新規貸付を行っていない。したがって、現在、市が貸し付けている1,500万円について、返還するよう本団体に対して指示することが望ましい。</p> | <p>本団体設立当初から平成25年度までの市からの助成金に係る繰越額2,394万円については、平成26年6月13日に一括で返還させた。</p> <p>また、今後は助成金を年度ごとに精算することとし、平成26年4月1日施行で広島市水道局職員互助会設置規定を変更するとともに、新たに広島市水道局職員互助会助成金交付要綱を制定した。</p> <p>さらに、福利厚生事業に係る資金として、互助会へ貸し付けていた1,500万円についても、平成26年4月1日に市へ返還させた。</p> |

(2) 目的外使用許可物件に対する適切な管理運営の実施について (所管課：水道局人事課)

| 監査の意見の要旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 対応の内容                                                                |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| <p>市は、本団体からの申請に基づき、庁舎の一部について本団体会員の福利厚生のための使用を許可している。許可物件は、倉庫、食堂及び理髪室の3つである。</p> <p>食堂に関しては、平成17年度から食堂の営業に係る備品等の補修に係る費用及び光熱費等について、本団体の負担から運営者の負担に変更され、本団体と運営者間の契約書も変更されている。</p> <p>しかし、理髪室については、食堂と同様に、光熱費等の負担に関して、運営者の負担に変更されているが、本団体と運営者間の契約書の変更手続きがなされていなかった。合意内容を明確にするため、市は、本団体に対して、契約内容に変更が生じる場合は、速やかに変更契約を締結するよう指導することが望まれる。</p> | <p>理髪業務にかかる運営者間の契約書については、実態に即して、光熱費等も運営者が負担するよう平成26年4月1日付で変更させた。</p> |